

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項について

令和2年4月10日に開催した第2回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 武蔵村山市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）「第三章 市の業務体制」「2 各課の業務一覧」の改定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受け、市民及び職員の感染リスクを低減し、行政機能を維持するため、平成28年3月に策定した「武蔵村山市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を改定する。

同計画に基づき、令和2年4月13日（月）から5月8日（金）まで、在宅勤務などを導入し、新たな勤務体制を実施する。

- 2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について

令和2年4月10日（金）、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等が発表され、対策本部にてその内容を確認したが、本市が実施している対策と相違がないことから、今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るための取組を推進していくこととする。

- 3 新型コロナウイルス感染症対策室の設置について

新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するため、令和2年4月15日付で「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置する。